

令和 6 年度庁舎等使用調整計画について

○特許庁総合庁舎

○西新宿再開発建物（権利床）

令和 7 年 3 月 3 日
財 務 省 理 財 局

特許庁総合庁舎の庁舎等使用調整計画

フリーアドレス・テレワークの推進やサーバー等の配置見直しにより捻出した空きスペースの有効活用

【特許庁総合庁舎】



〔所在地〕

東京都千代田区霞が関3-4-3

〔建物概要〕

平成元年築

地上16階、地下3階 外

建 5,028㎡／延 85,362㎡

〔使用官署及び使用の現況〕

特許庁 36,768㎡

共用部分 48,594㎡

(注) 下線の官署が使用調整対象



使用調整対象面積
約 1,700 ㎡

〈使用調整の内容〉

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
特許庁（審判部等）	約 1,700㎡	移転	令和7年度以降	【分散解消及び業務の効率化】 経済産業省別館に所在する特許庁（審判部等）の分散解消及び業務効率化のため、同官署を移転するもの。

特許庁総合庁舎の庁舎等使用調整計画

今回対象

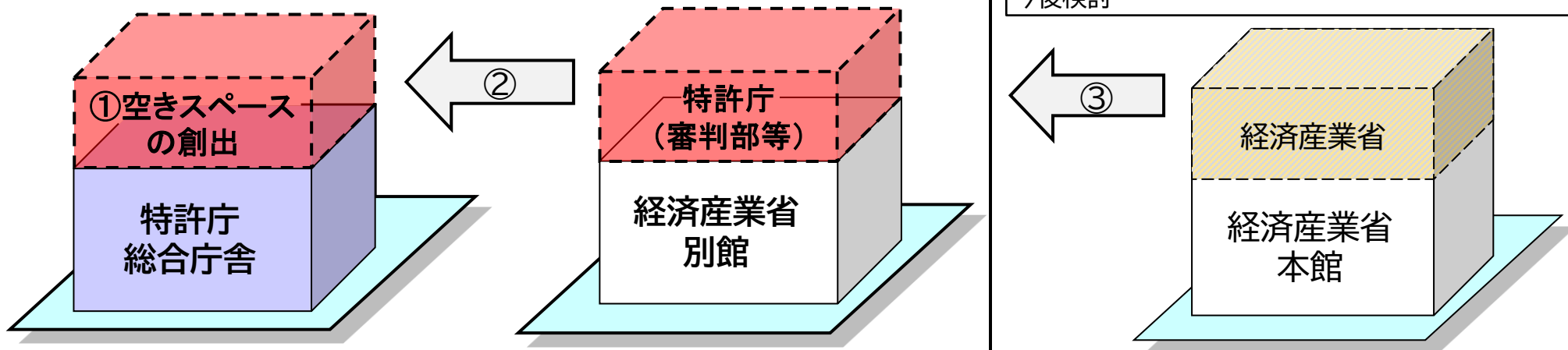
②【R7年度以降移転】

▶特許庁(審判部等)[経済産業省]

③【R9年度以降移転】

▶特許庁(審判部等)の移転により生じる経済産業省別館の空きスペースは、当面、経済産業省本館の大規模空調工事対象課室の一時移転場所として活用予定

※経済産業省別館の工事完了後の活用については今後検討



①フリーアドレス・テレワークの推進やサーバー等の配置見直しにより捻出した空きスペースの有効活用を図るもの。(約1,700㎡)

②経済産業省別館に入居中の特許庁(審判部等)の分散解消及び業務の効率化を図るもの。(約1,700㎡)

<平成24年度経済産業省別館等の庁舎等使用調整計画の概要(※)>

※財政制度等審議会国有財産分科会(平成24年9月11日)諮問

原子力安全・保安院の廃止及び独立行政法人工業所有権情報・研修館の移転に伴い生じた経済産業省別館の空きスペースに、当時、民間ビルに入居していた特許庁等が移転

西新宿再開発建物（権利床）の庁舎等使用調整計画

東京労働局助成金事務センターの移転・統合に伴って生じる空きスペースの有効活用

【西新宿再開発建物（権利床）】



〔所在地〕

東京都新宿区西新宿5-800

〔使用官署及び使用の現況〕

東京労働局 1,218㎡

〔建物概要〕

令和5年築

地上35階、地下2階

建1,218㎡／延1,218㎡

（注）下線の官署が使用調整対象

※ 防災街区整備事業により、国立印刷局の職員宿舍跡地が権利変換され、国が取得した権利床（3Fの一部）

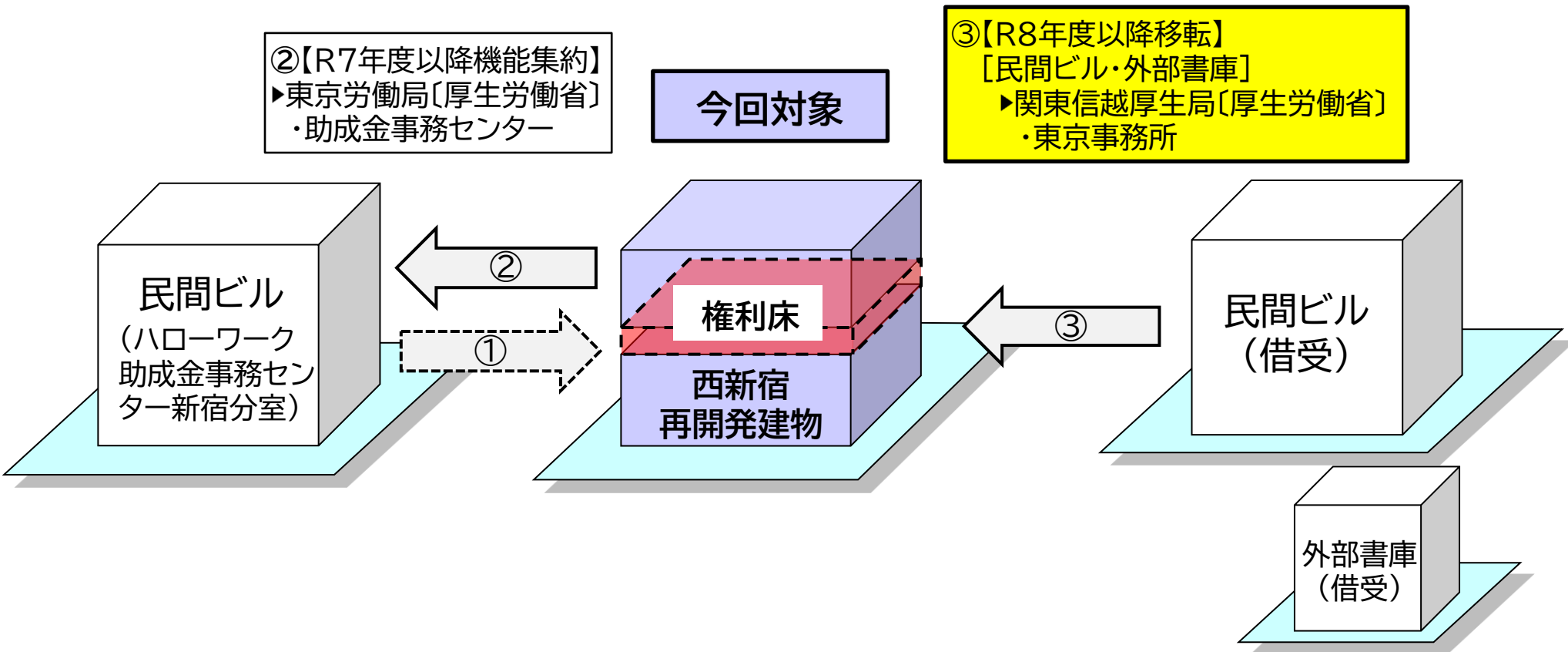


使用調整対象面積
1,218 ㎡

＜使用調整の内容＞

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
関東信越厚生局 東京事務所	1,218㎡	移転	令和8年度以降	【借受解消及び業務の効率化】 民間ビル・外部書庫の借受解消により、借受料年額約8,000万円が削減されるとともに、同庁舎内に書庫スペースを確保することにより、業務の効率化を図るもの。

西新宿再開発建物(権利床)の庁舎等使用調整計画



- ① ハローワーク助成金事務センター新宿分室のうち、新型コロナウイルス感染症に係る助成金等業務を行う部署が、業務量の増加に伴い西新宿再開発建物(権利床)に移転。
- ② 業務縮小に伴い、ハローワーク助成金事務センター新宿分室に機能集約されることによって生じる[空きスペースの有効活用](#)を図るもの。 [\(1,218㎡\)](#)
- ③ 民間ビル・外部書庫を借り受けている関東信越厚生局東京事務所について、西新宿再開発建物(権利床)へ移転することにより、[借受解消\(年額約8,000万円\)及び業務の効率化](#)を図るもの。 [\(1,218㎡\)](#)

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）
（昭和三十二年法律第百十五号）

（用語の定義）

第二条 （略）

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）
- 二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

（庁舎等使用調整計画）

第四条 財務大臣は、第三条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

2～3 （略）

4 財務大臣は、第一項及び第二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

5～7 （略）